

## グローバルにシステム上重要な保険会社とその政策措置（仮訳）

2013年7月18日

1. 近年のサミットにおいて、G20 首脳は、金融安定理事会（FSB）に対し、システム上重要な金融機関（SIFI）、特にグローバルにシステム上重要である金融機関（G-SIFIs）に関するシステミックリスクとモラルハザードリスクに対処するための政策枠組みを策定するよう要請した。FSB の SIFI に対する枠組みは 2010 年 11 月の G20 会合で合意されている。
2. 2011 年 11 月、FSB は、SIFI に関するシステミックリスクとモラルハザードリスクに対処するための一連の政策措置を公表した。同時に、FSB は、バーゼル委員会が策定したメソドロジーに基づき、この政策措置が適用されるグローバルにシステム上重要な銀行（G-SIB）を特定した。その適用となる G-SIB のリストは、2012 年 11 月に更新された。
3. 2013 年 7 月 18 日、国際保険監督機構（IAIS）は、グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）を特定するためのメソドロジー及び G-SIIs に適用される一連の政策措置を公表した。FSB はこのメソドロジー及び政策措置について承認した。
4. G-SIIs に適用される政策措置は、FSB が 2010 年 11 月に公表した枠組みに沿ったものである。G-SIIs に適用される措置には、以下のものが含まれる；
  - i. FSB の「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」に基づいた再建・破綻処理計画の策定
    - ・危機管理グループ（CMG）の設置；
    - ・流動性リスク管理計画も含めた、再建・破綻処理計画（RRPs）の策定；
    - ・CMG による破綻処理の実効性評価の実施；
    - ・保険会社別のクロスボーダーな協力に関する関係当局間の合意；
  - ii. より密度の高いグループ監督
    - ・グループ監督者による持株会社に対する直接的な監督権限の保持
    - ・グループ監督者によるシステミックリスク管理計画の策定及び実施に係る監督
  - iii. 今後、非保険子会社を含めた、グループの活動全てを対象とする簡明なバックストップ資本要件に基づき策定される、非伝統的・非保険業務に対する、より高い損失吸収力の保有の義務付け（HLA） HLA の要件は、質の高い資本で満たされるものであることが予定されている。
5. IAIS が策定したメソドロジーに基づき、2011 年時点のデータを用いて、FSB は IAIS と協議のもと、各国当局と、政策措置が適用される G-SIIs<sup>9</sup> 社を特定した（Annex1 参照）。G-SIIs の構成は、2014 年 11 月より、最新のデータに基

づき毎年 11 月に更新され、FSB より公表される。

6. FSB は IAIS と協議のもと、各国当局と、2014 年 7 月までに主要な再保険会社に対する G-SIIs の認定及び適切なリスク削減手法について決定する。
7. 更なる検討や政策措置の適用に関する今後の日程は以下のとおりである（主要な実施時期の日程については別添Ⅱ参照）：
  - i. グループ監督を含めたより密度の高い監督については直ちに実施
  - ii. 今回指定した G-SIIs の CMGs は 2014 年 7 月までに設置
  - iii. 2014 年末まで行う、流動性リスク管理計画を含めた再建・破綻処理計画の策定と CMGs メンバーによる承認
  - iv. G-SIIs に対する、より高い損失吸収力の要件の基礎となるものとして、IAIS はまず、非保険子会社を含めた、グループの活動全てを対象とする簡明なバックストップ資本要件を策定し、2014 年の G20 サミットまでに最終化する
  - v. 上記資本要件、及びその後行われる市中協議結果に基づき、IAIS は 2015 年末までにより高い損失吸収力の実施に係る詳細を定める。IAIS メソドロジーを用いて 2017 年 11 月に認定される G-SIIs に対し、2019 年 1 月から適用
8. より広い範囲の保険セクターに対する健全性基準及び監督の枠組みは金融の安定性維持に欠かせないものである。IAIS は、「国際的に活動する保険グループ」（IAIGs）に対する、定量的な資本基準を含めた、包括的なグループ一体での監督規制枠組みを策定し、FSB においてそのレビューを行う。この枠組みの最終化に向けた日程については、FSB で 2013 年末に合意される予定である。
9. 当ノートに記載されている評価メソドロジー及び政策措置の詳細は以下の文書に定められている：
  - i. グローバルにシステム上重要な保険会社：選定手法に関する当初評価メソドロジー、IAIS、2013 年 7 月（リンク）
  - ii. グローバルにシステム上重要な保険会社：政策措置、IAIS、2013 年 7 月（リンク）
  - iii. 「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」、FSB、2011 年 10 月  
当原則における、システム上重要な保険会社グループの破綻についての付属文書は、2013 年夏に市中協議（パブリックコメント）に付される予定。
  - iv. SIFI の監督の密度と実効性、FSB、2010 年 11 月、2011 年 11 月、2012 年 11 月

## 2013 年 7 月時点の G-SIIs 一覧（アルファベット順）<sup>1</sup>

Allianz SE

American International Group, Inc.

Assicurazioni Generali S.p.A.

Aviva plc

Axa S.A.

MetLife, Inc.

Ping An Insurance (Group) Company of China, Ltd.

Prudential Financial, Inc.

Prudential plc

---

<sup>1</sup> この当初リストは、2011 年末のデータを使用し、IAIS の文書「グローバルにシステム上重要な保険会社に対する評価手法」において定められた手法に基づいている。G-SIIs のリストは毎年更新され、各年の 11 月に FSB により公表される。したがって、リストは固定的ではない。毎年参入や退出の可能性があるため、G-SIIs の数も変動し得る。上記 9 社の G-SIIs に加え、現在 28 の銀行グループが G-SIBs として特定されている。

## 別添 II

実施期日	政策措置
2013 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IAIS の評価メソドロジーに基づいた、グローバルにシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) の特定 (2014 年以降、毎年更新され、FSB から毎年 11 月に公表される)</li> <li>• 特定された G-SIIs に対して、FSB の「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」に基づく、再建・破綻処理計画の策定及びグループ監督強化の開始</li> </ul>
2013 年末	<ul style="list-style-type: none"> <li>• FSB による、IAIS が策定した、国際的に活動する保険グループ (IAIG) の包括的なグループ監督規制枠組みの最終化に向けた日程についての合意</li> </ul>
2014 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定された当初 G-SIIs に対する危機管理グループ (CMG) の設置</li> <li>• FSB による、2014 年 7 月までに主要な再保険会社に対する G-SIIs の認定、及び適切なリスク削減手法についての決定</li> <li>• 2013 年に特定された G-SIIs による、システミックリスク管理計画の完成.</li> </ul>
2014 年 G20 サミットまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IAIS による、非保険子会社を含めた、グループの活動全てを対象とする簡明なバックストップ資本要件の策定</li> </ul>
2014 年末	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CMGs による、2013 年に特定された G-SIIs にかかる、再建・破綻処理計画と流動性リスク管理計画の承認</li> </ul>
2015 年末	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IAIS による、評価メソドロジーに基づき 2017 年 11 月に特定された G-SIIs に、2019 年から適用されるより高い損失吸収力の保有の義務付け (HLA) に係る実施の細則の策定</li> </ul>
2019 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2017 年 11 月に特定された G-SIIs に対して、HLA の開始</li> </ul>